監査報告書

地方独立行政法人公立甲賀病院

理事長　辻川　知之　様

私たち監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項に基づき、地方独立行政法人公立甲賀病院（以下「法人という。」）の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの第 7 期事業年度における業務及び会計について監査を実施しましたので、以下のとおり報告いたします。

1　監査の方法の概要

地方独立行政法人公立甲賀病院監事監査規程に基づき、理事会に出席するほか、理事等から業務運営の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査については、関係帳簿書類の確認及び関係者への事情聴取等を行い、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2　監査の結果

（1）法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（2）法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（3）法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。

（4）貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政コスト計算書及び附属明細書は、法人の財政状態、経営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政コストの状況を適正に示しているものと認めます。

（5）損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。

（6）事業報告書は、法令及び諸規則に従い、業務の実施状況を正しく示しているものと認めます。

（7）決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認めます。

令和 8 年 6 月 30 日

地方独立行政法人公立甲賀病院

監事　　西村　憲太　　㊞

監事　　田中　正志　　㊞